



発行 新潟県

第 32 号

平成30年4月24日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 主 要 目 次

## 告 示

- 488 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 489 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届（障害福祉課）
- 490 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定（障害福祉課）
- 491 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の廃止届（障害福祉課）
- 492 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
- 493 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 494 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 495 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 496 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 497 土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 498 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 499 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

## 病院局公告

特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）

## 教育委員会公告

平成31年度新潟県公立学校教員採用選考検査の実施（義務教育課）

## 告 示

## ◎新潟県告示第488号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年4月24日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
行動援護	元気館障害者デイサービスセンター	柏崎市栄町18番26号	社会福祉法人柏崎刈羽ミニコロニー	平成30年4月1日
居宅介護 重度訪問介護	訪問介護センターはまなす	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1560番地3	社会福祉法人聖籠福祉会	平成30年4月1日
就労継続支援B型	かしわハンズ	柏崎市宝町2番11号	社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会	平成30年4月1日

就労継続支援B型	あいこうえん翼	燕市白山町三丁目32番24号	特定非営利活動法人 あいこうえん翼	平成30年 4月1日
就労継続支援B型	きぼうワークス	十日町市高田町3丁目西371番地3	特定非営利活動法人 支援センターあんしん	平成30年 4月1日
生活介護	ほっとサポートとこなみ	東蒲原郡阿賀町平堀2086番地	社会福祉法人東蒲原 福祉会	平成30年 4月1日
生活介護	障害福祉サービス事業所げじょう	十日町市下条4丁目183番地2	社会福祉法人十日町 福祉会	平成30年 4月1日
就労継続支援B型				
就労移行支援	多機能就労支援センター大きなかぶ	長岡市泉1丁目7番22号	社会福祉法人虹のま ち福祉会	平成30年 4月1日
就労継続支援B型				
短期入所	短期入所事業かわさき	長岡市川崎町1962番地1	社会福祉法人中越福 祉会	平成30年 4月1日
短期入所	ショートステイたいよう	東蒲原郡阿賀町津川3445番地4	社会福祉法人東蒲原 福祉会	平成30年 4月1日
共同生活援助	グループホームたいよう	東蒲原郡阿賀町津川3445番地4	社会福祉法人東蒲原 福祉会	平成30年 4月1日
自立訓練(生活訓練)	なないろ	魚沼市岡新田300番地6	社会福祉法人魚沼地 域福祉会	平成30年 4月1日
生活介護	とも	上越市石橋2丁目10番16号	社会福祉法人みんな でいきる	平成30年 4月1日

## ◎新潟県告示第489号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年4月24日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
短期入所	小栗田の里	小千谷市小栗田2732番7	社会福祉法人小千谷北 魚沼福祉会	平成30年 3月31日
居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人 聖籠町 社会福祉協議会	北蒲原郡聖籠町諏訪山1560番地3	社会福祉法人聖籠町社 会福祉協議会	平成30年 3月31日
居宅介護 重度訪問介護	介護老人保健施設 グ リーンヒル与板	長岡市与板町榎原393番地8	社会福祉法人長岡三古 老人福祉会	平成30年 3月31日
居宅介護 重度訪問介護	スカイ観光訪問介護サ ービス	新発田市中曾根町2丁目13番5号	スカイ観光株式会社	平成30年 3月31日
就労移行支援	つどいの郷	上越市大潟区九戸浜388-8	社会福祉法人上越福祉 会	平成30年 3月31日
就労移行支援	すずかけ	村上市川部1237番地	社会福祉法人青空会	平成30年 3月31日
就労継続支援B型	かしわハンズ	柏崎市宝町2番11号	特定非営利活動法人か しわハンズ	平成30年 3月31日
生活介護	ワークセンターかわにし	十日町市上新井68-1	社会福祉法人十日町福 祉会	平成30年 3月31日
自立訓練(生活訓練)	ふれ愛しうんじ	新発田市中島37	社会福祉法人七穂会	平成30年 3月31日

自立訓練（生活訓練）	すばるワークセンター	阿賀野市若葉町3番33号	社会福祉法人七穂会	平成30年 3月31日
自立訓練（生活訓練）	虹の家	胎内市西条412番地4	社会福祉法人七穂会	平成30年 3月31日
自立訓練（生活訓練）	障がい福祉サービス事業すてっぷ	三条市柳沢393番地	社会福祉法人三条市手をつなぐ育成会	平成30年 3月31日
自立訓練（生活訓練）	雪樺の舎	加茂市陣ヶ峰4番10号	特定非営利活動法人加茂市手をつなぐ育成会	平成30年 3月31日

## ◎新潟県告示第490号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成30年4月24日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
地域移行支援	相談支援センターそらうみ	佐渡市上新穂646番地9	一般社団法人SAD O A c t	平成30年 4月1日
地域定着支援				

## ◎新潟県告示第491号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年4月24日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
地域移行支援	緑風園	新発田市五十公野4681 -1	社会福祉法人のぞみの家福祉会	平成30年 3月31日
地域定着支援				

## ◎新潟県告示第492号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成30年4月24日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	ほっとサポートとこなみ	東蒲原郡阿賀町平堀 2086番地	社会福祉法人東蒲原福祉会	平成30年 4月1日
放課後等デイサービス	ピオニ〜	五泉市大字赤梅字下久 保3827-1	株式会社まごころネット	平成30年 4月1日
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス事業所げじょう	十日町市下条4丁目 183番地2	社会福祉法人十日町福祉会	平成30年 4月1日
児童発達支援	あすなる	長岡市四郎丸4丁目9 番4号 SKサカイビル4階	株式会社 真友社	平成30年 4月1日
放課後等デイサービス				
保育所等訪問支	きららにじぐみ	燕市東栄町34番10号	社会福祉法人吉田福祉会	平成30年

援				4月1日
児童発達支援	こども発達支援所 はる	村上市羽黒町11番23号	一般社団法人Natural	平成30年 4月1日
放課後等デイサー ビス				
放課後等デイサー ビス	かがやきこども園	阿賀野市寺社甲3848番 地212	社会福祉法人かがやき福祉会	平成30年 4月1日

## ◎新潟県告示第493号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16号の規定により、長岡市の中之島土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年4月24日

新潟県三条地域振興局長

## 1 退任

理事 長岡市大曲戸新田520番地 渡邊 賢一

退任年月日 平成30年4月11日

## ◎新潟県告示第494号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、上越市の柿崎土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成30年4月24日

新潟県上越地域振興局長

## 1 就任

理事 上越市柿崎区坂田新田764番地 上野 勇人  
(理事長)

〃 上越市柿崎区山谷97番地 長井 幸夫

〃 上越市柿崎区角取466番地 原 茂夫

〃 上越市柿崎区芋島422番地1 小山 義男

〃 上越市柿崎区米山寺621番地 池上 善雄

〃 上越市柿崎区百木1575番地1 布施 文雄

〃 上越市柿崎区馬正面990番地 相澤 安男

〃 上越市柿崎区川田262番地2 蓑輪 秀一

〃 上越市柿崎区行法4番地 吉井佐一郎

〃 上越市柿崎区法音寺503番地 二見 大

〃 上越市柿崎区上直海1271番地1 高橋 賢一

監事 上越市柿崎区米山寺105番地 佐藤 慶一

〃 上越市柿崎区川田831番地 小林 猛

〃 上越市柿崎区江島新田510番地 金子 新一

就任年月日 平成30年4月6日

## 2 退任

理事 上越市柿崎区東谷内254番地3 武田 勝利  
(理事長)

〃 上越市柿崎区芋島309番地 宮澤 安雄

〃 上越市柿崎区百木796番地 新部 直彦

〃 上越市柿崎区下条748番地1 新部 郁美

〃 上越市柿崎区山谷97番地 長井 幸夫

〃 上越市柿崎区高寺544番地 田中 政廣

〃 上越市柿崎区川田262番地2 蓑輪 秀一

〃 上越市柿崎区坂田新田764番地 上野 勇人

〃 上越市柿崎区下小野1335番地 山崎 邦夫

〃 上越市柿崎区米山寺1024番地 池上 生三

〃	上越市柿崎区上直海1109番地	高橋 賢一
監事	上越市柿崎区岩手571番地	太田 健一
〃	上越市柿崎区荻谷616番地	金子 正一
〃	上越市柿崎区法音寺503番地	二見 大
退任年月日	平成30年4月5日	

## ◎新潟県告示第495号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、糸魚川市の糸魚川市土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成30年4月24日

新潟県糸魚川地域振興局長

## 1 就任

理事	糸魚川市大字来海沢2280番地	猪又 隆夫 (理事長)
〃	糸魚川市大字四ツ屋184番地6	田村 治
〃	糸魚川市大字谷根1366番地1	片山 賢一
〃	糸魚川市大字猿倉793番地	渡邊 甚一郎
〃	糸魚川市大字大平2499番地	原 仁一郎
〃	糸魚川市大字厚田135番地1	見邊 清市
〃	糸魚川市大字真光寺565番地	松木 秀夫
〃	糸魚川市寺島1丁目8番7号	加藤 久雄
〃	糸魚川市大字東中3377番地	小田島 進吉
〃	糸魚川市大字和泉1618番地10	青木 繁
〃	糸魚川市大字大谷内520番地	鷺澤 茂雄
監事	糸魚川市大字西塚708番地子	山崎 敏男
〃	糸魚川市大字大和川656番地	岩崎 源一
〃	糸魚川市大字西川原294番地	中島 五三夫
就任年月日	平成30年4月8日	

## 2 退任

理事	糸魚川市大字来海沢2280番地	猪又 隆夫 (理事長)
〃	糸魚川市大字清水山43番地1	渡邊 強
〃	糸魚川市大字谷根1366番地1	片山 賢一
〃	糸魚川市大字猿倉793番地	渡邊 甚一郎
〃	糸魚川市大字大平2499番地	原 仁一郎
〃	糸魚川市大字厚田144番地	見邊 清市
〃	糸魚川市大字真光寺565番地	松木 秀夫
〃	糸魚川市上刈2丁目248番地	齊藤 和義
〃	糸魚川市大字東中3377番地	小田島 進吉
〃	糸魚川市大字蒲池352番地	青木 誠
〃	糸魚川市大字大谷内520番地	鷺澤 茂雄
監事	糸魚川市大字北山592番地	園田 邦雄
〃	糸魚川市大字山寺485番地	伊藤 岑夫
退任年月日	平成30年4月7日	

## ◎新潟県告示第496号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、小千谷市の小千谷土地改良区の定款の変更を平成30年4月16日認可した。

平成30年4月24日

新潟県長岡地域振興局長

## ◎新潟県告示第497号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営姿地区区画整理(農地環境整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月24日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成30年4月25日から平成30年5月25日まで

## 3 縦覧に供する場所

十日町市役所

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第498号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年4月24日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

## 1 施行者の名称

見附市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 長岡都市計画下水道事業

(2) 名称 見附市公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和39年8月31日から平成36年3月31日まで

## 4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

## ◎新潟県告示第499号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり

認可した。

平成30年4月24日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 施行者の名称  
見附市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 長岡都市計画下水道事業
  - (2) 名称 見附市第2公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和54年4月6日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

## 病院局公告

### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月24日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

- 1 調達する特定役務の件名及び数量  
新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター感染性廃棄物及び非感染性廃棄物廃プラスチック処理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所  
新潟県立新発田病院経営課経営係  
新潟県新発田市本町一丁目2番8号
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方法  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成30年3月26日
- 6 落札者の氏名及び住所  
新潟メスキュード株式会社  
新潟県新潟市西区寺尾東一丁目19番19号
- 7 落札価格  
49,410,000円
- 8 入札公告日  
平成29年2月9日
- 9 落札方式  
最低価格

## 教育委員会公告

### 新潟県公立学校教員採用選考検査の実施について（公告）

平成31年度新潟県公立学校教員採用選考検査を次のとおり実施する。

平成30年4月24日

新潟県教育委員会 教育長 池田 幸博



# 平成31年度 新潟県公立学校教員採用選考検査 実施要項

新潟県教育委員会

**■検査の期日**  
 〈第1次検査〉 平成30年7月8日(日)  
 〈第2次検査〉 平成30年8月18日(土)～21日(火)

**■実施要項交付及び願書受付**  
 平成30年4月24日(火)～5月18日(金)  
 ※ 願書受付は、「特定記録郵便」による郵送のみとし、  
 5月18日(金)の消印まで有効とします。

## 【本年度の主な変更点】

- ◆高等学校教諭受検者の中学校への第2希望について (P2参照)
- ◆スポーツ・芸術特別選考の募集時期及び選考方法について (P4参照)
- ◆小学校教諭の筆答検査Ⅱの実施教科について (P4参照)
- ◆第1次検査の免除対象となる英語の資格の有効期限について (P6参照)
- ◆教職大学院修了見込者で学長から推薦された者の第1次検査の実施について (P7参照)

目 次	
1	検査の目的 P 1
2	出願の資格
3	検査の期日
4	選考区分
	- I 一般選考 P 2
	- II 身体障害者特別選考 P 3
	- III 高等学校教諭「工業」特別選考
	- IV スポーツ・芸術特別選考 P 4
5	検査の内容・方法
6	検査の配点及び判定基準 P 9
7	出願の方法及び出願に必要な書類
8	第1次検査当日に提出する書類 P 11
9	その他
-----	
	第1次検査持参品 P 12
	受検者心得
	願書提出、連絡・照会先 P 13
	検査場所案内 P 14
	第1次検査場所・日程 P 15
	第2次検査場所・日程 P 16

※ 出願に当たっては、義務教育課又は高等学校教育課のホームページに掲載してある「記入要領」「願書の記載例」及び「選考検査Q & A」を参考にしてください。

**1 検査の目的**

新潟県公立学校教員（新潟市立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校教員を除く。以下同じ。）を志願する者について、その採用に当たって、選考の資料を得ることを目的とします。

**2 出願の資格**

- 1 学校教育法第 9 条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないこと。
- 2 昭和34年 4 月 2 日以降に生まれた者であること。
- 3 出願校種の教諭の普通免許状、養護教諭の普通免許状又は栄養教諭の普通免許状を有している者、若しくは、これらの免許状を平成31年 3 月31日までに取得する見込みの者であること。

出願種別	所有教育職員免許状
小学校教諭	小学校教諭の普通免許状
中学校教諭	出願教科に応じた中学校教諭の普通免許状
高等学校教諭	出願教科に応じた高等学校教諭の普通免許状
特別支援学校教諭	特別支援学校教諭の普通免許状及び小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭のいずれかの普通免許状
養護教諭	養護教諭の普通免許状
栄養教諭	栄養教諭の普通免許状

- ※ 1 他の都道府県の国公立学校教員及び、新潟市立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校教員として勤務している者は、この教員採用選考検査を受検することができます。なお、第 1 次検査を免除する特例については、5 ページを参照してください。
- ※ 2 現在、新潟県にある国公立学校（新潟市立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校を除く）の教員（教諭・養護教諭・栄養教諭）である者は、この検査を受けることができません。また、現在、新潟県にある国公立学校（新潟市立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校を除く）の学校栄養職員は、栄養教諭の検査を受けることができません。
- ※ 3 教諭に出願し、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師に任用します。養護教諭、栄養教諭の出願は、これに準じて任用します。
- ※ 4 盲学校、聾学校、養護学校教諭の普通免許状を有する者は、特別支援学校教諭の普通免許状を有するものと見なします。
- ※ 5 特別選考の応募資格については、**4**-II、**4**-III、**4**-IVを参照してください。

**3 検査の期日**

- 1 第 1 次検査  
平成30年 7 月 8 日(日) [ 1 日間]
  - 2 第 2 次検査  
平成30年 8 月18日(土)・19日(日)・20日(月)・21日(火) [ 4 日間]
- ※ 当日の日程、会場等の詳細は、15、16ページ参照

**4 選考区分**

- I 一般選考
- II 身体障害者特別選考
- III 高等学校教諭「工業」特別選考（社会人実務経験者対象）
- IV スポーツ・芸術特別選考

## 4 - I 一般選考

出願種別	出願形式・募集教科等	採用予定数
小学校教諭	出願形式Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ ※1	出願形式Ⅰ 300人程度
		出願形式Ⅱ 10人程度
		出願形式Ⅲ 5人程度
中学校教諭	出願形式Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ ※1 「国語」「社会」「数学」「理科」「音楽」 「美術」「保健体育」「技術」「家庭」 「英語」	出願形式Ⅰ 150人程度
		出願形式Ⅱ 5人程度
		出願形式Ⅲ 2人程度
高等学校教諭	「国語」「地理歴史(歴史)」「公民」「数学」 「理科(物理)」「保健体育」「英語」「家庭」 「農業」「工業(機械、土木)」「水産」 ※2	15人程度
特別支援学校教諭	※3	24人程度
養護教諭		35人程度
栄養教諭		8人程度

※1 小学校教諭及び中学校教諭には、出願形式Ⅰ、Ⅱ、Ⅲがあります。

出願形式Ⅰ 新潟市を除く新潟県全域での勤務を希望する者

出願形式Ⅱ 小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、津南町、湯沢町に限る勤務を希望する者

出願形式Ⅲ 佐渡市に限る勤務を希望する者

出願形式Ⅱ、Ⅲは、当該地域に専ら勤務することが採用条件となり、全県的な異動による勤務はできません。

※2 高等学校教諭「工業」については、機械又は土木の中から一つを選択し、提出書類の「教科(科目等)」の欄に記入してください。

※3 特別支援学校教諭は、原則として特別支援学校に配置します。

(注1) 高等学校教諭の国語、数学、保健体育、英語、家庭の受検者は、中学校教諭の同一教科を第2希望とすることができます。

(注2) 小学校教諭として出願した者を中学校教諭に、中学校教諭として出願した者を小学校教諭又は高等学校教諭に採用することがあります。

(注3) 小学校教諭及び中学校教諭の出願形式Ⅱ、Ⅲは、出願形式Ⅰとは別にそれぞれ出願した者の中から採用します。また、出願形式Ⅱ、Ⅲで採用されなかった者を、出願形式Ⅰで採用することがあります。なお、出願形式Ⅱ、Ⅲで出願した場合、出願形式Ⅰでの採用の有無について出願時に希望することができます。

(注4) 教員の需給状況により、出願・採用の校種にかかわらず特別支援学校に配置することがあります。また、小・中・高等学校教諭に出願する者で、特別支援学校への勤務を希望し、今後、特別支援学校教諭の普通免許状取得を目指す者又は既に当該免許状を有している者は、受検願書の希望欄に○を記入し、「特別支援学校勤務希望調書」を提出してください。

**4 - II 身体障害者特別選考****1 出願種別・教科等**

「4 - I 一般選考」に記載のある出願種別・教科等で実施します。

**2 採用予定数**

10人程度の予定です。(一般選考の採用予定数とは別枠)

**3 検査の特例**

原則として一般選考受検者と同様の検査を行います。出願種別や教科等、障害の程度により、筆答検査及び実技検査の一部を変更又は免除します。また、点字、拡大文字、手話、車いす、口頭による試問等、必要に応じて対応します。

**4 応募資格**

年齢及び免許状要件は、「2 出願の資格」の記載と同じとし、身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級から6級までの者としします。

身体障害者特別選考の希望者は、事前に必ず義務教育課又は高等学校教育課までご連絡ください。

出願の手続きは一般選考と同様ですが、「7 3 提出書類」の他、身体障害者手帳の写しを提出してください。

**4 - III 高等学校教諭「工業」特別選考（社会人実務経験者対象）****1 出願種別・教科等**

「4 - I 一般選考」に記載のある高等学校教諭「工業」の科目で実施します。

**2 採用予定数**

若干人の予定です。(一般選考の採用予定数とは別枠)

**3 検査の特例**

「5 検査の内容・方法」に記載のある第1次検査のうち、筆答検査Ⅰと筆答検査Ⅱを実施し、論文を免除します。また、筆答検査Ⅱは、教科の基礎的問題とします。第2次検査は、一般選考と同様の検査を行います。

**4 応募資格**

(1) 大学を卒業、又は大学院を修了していること。

(2) 昭和34年4月2日以降に生まれた者で、研究施設、民間企業、官公庁（公立学校の工業の実習助手を含む）において、正規職員（任期を定めて採用された職員を除く）として、受検前過去6年間（平成24年度から平成29年度まで）で、通算3年以上（休職期間等勤務の実態がない期間は含まない）の工業に関する実務経験を有し、次の要件ア及びイを満たす者としします。

ア 工業の教科に関する専門的な知識、経験又は技能を有すること。

イ 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見をもっていること。

なお、高等学校教諭「工業」の普通免許状の有無は問いませんが、普通免許状を有しない場合は、合格後に特別免許状申請手続きが必要です。

高等学校教諭「工業」特別選考の希望者は、事前に必ず高等学校教育課までご連絡ください。出願の手続きは一般選考と同様ですが、「7 3 提出書類」のうち、自己申告カードは高等学校教諭「工業」特別選考用のものを提出し、併せて特別選考調書も提出してください。また、第2次検査合格後に、勤務証明書を提出してください。

**4 - IV スポーツ・芸術特別選考**

スポーツ・芸術の分野において秀でた才能をもち、世界レベルの実績を有する人を別枠で選考し、スポーツの分野は保健体育の教員として、芸術の分野は芸術（音楽、美術等）の教諭として採用します。

**1 採用予定数**

若干人の予定です。（一般選考の採用予定数とは別枠）

**2 検査の特例**

「5 検査の内容・方法」に記載のある第1次検査を免除します。第2次検査は、個人面接Ⅰ、個人面接Ⅱのみ実施します。

**3 応募資格**

年齢及び免許状要件は、「2 出願の資格」と同じとし、教育に対して意欲と熱意があり、実績のあった分野の指導者として後進の育成に努める意志をもっている者で、次の要件のいずれかを満たす者とします。

ア スポーツの分野において、オリンピック、又はそれに相当する世界大会レベルの競技会出場経験があり、優秀な成績を収めた者

イ 美術、音楽、演劇等の芸術の分野において、世界レベルのコンクール、展覧会等において優秀な成績を収めた者

※ 本年度より随時募集をやめ、他の一般選考等と同時期に出願、受付、選考検査を実施します。

**5 検査の内容・方法**

**1 第1次検査（免除者を除く出願者全員）**

出願種別	論文	筆答検査Ⅰ	筆答検査Ⅱ	実技検査
小学校教諭	教職・一般教養に関するもの	教職教養及び一般教養	A（国語、算数） B（社会、理科、英語） ※1	第2次検査で実施
中学校教諭			「国語」「社会」「数学」「理科」「音楽」「美術」「保健体育」「技術」「家庭」「英語」の中で出願した1教科	下の※3のとおり実施
高等学校教諭			「国語」「地理歴史(歴史)」「公民」「数学」「理科(物理)」「保健体育」「英語」「家庭」「農業」「工業(機械、土木)」「水産」 ※2	
特別支援学校教諭			特別支援教育に関するもの	第2次検査で実施
養護教諭			養護に関するもの	
栄養教諭			給食管理・食育に関するもの	

※1 小学校教諭の筆答検査ⅡBの英語は、筆記及び聞き取りによる検査を実施します。

※2 高等学校教諭の筆答検査Ⅱの「工業」は、出願時に選択した科目等（機械又は土木）で実施します。

※3 中学校教諭、高等学校教諭の実技検査等については、次のとおりです。

出願種別	教科等	実技検査内容
中学校教諭	音楽	① 平成30年度用文部科学省検定済教科書中学校音楽科用に掲載されている「赤とんぼ」「花の街」「夏の思い出」「浜辺の歌」「荒城の月」「花」「早春賦」の中から当日指定する1曲を、ピアノ伴奏をしながら歌唱する。(楽譜は当日指定したものを使用) ② アルトリコーダーによる視奏をする。(曲は当日指定)
	美術	当日、課題を提示
	技術	当日、課題を提示
中学校教諭 高等学校教諭 (共通)	保健体育 ※4	計5種目実施 〔必修〕 ①ダンス(創作ダンス) ②柔道又は剣道から1種目選択 〔指定〕 ③マット運動 ④ハードル走 ⑤水 泳 ⑥バスケットボール又はバレーボールから1種目選択 指定種目 ③～⑥の中から当日指定する3種目を実施
		英語
	家庭	当日、課題を提示

※4 中学校教諭「保健体育」及び高等学校教諭「保健体育」における注意事項は、次のとおりです。

下の対象種目において、国体、全日本選手権、全日本学生選手権大会(1部)等の全国規模の大会で入賞した実績をもつ者は、「自己選択種目」として、実技検査の1種目を免除し、実績による書類審査と置き換えることができます。ただし、過去4年間(平成26年4月1日から平成30年3月31日まで)の実績に限ります。出願時に実績等を証明する書類を提出してください。

<対象種目>

- ・学習指導要領で示されている種目
- ・国民体育大会種目(公開競技のうち硬式野球を含む。)
- ・全国高等学校総合体育大会(インターハイ)種目
- ・全国中学校体育大会種目

2 第1次検査の免除

(1) 「4-I 一般選考」、「4-II 身体障害者特別選考」において、次の者を第1次検査の全てを免除する対象とします。出願された書類を審査して、第1次検査の免除者を決定し、第1次検査受検票発送と同時に本人へ通知します。免除が認められなかった場合は、第1次検査から受検してください。

① 国公立学校に在職する正規教員

他の都道府県の国公立学校及び、新潟市立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の正規教員(教諭・養護教諭・栄養教諭・任用期限を付さない常勤講師)として現に勤務し、平成30年3月31日までに出願種別・教科(科目等)と同一職種等で3年以上(休職や育児休業等の期間を除く)の勤務経験がある者。

② 前回の第2次検査の結果「採用候補者名簿」に登録されなかった者のうち、S判定であった者

前回の新潟県公立学校教員採用選考検査における第2次検査の結果、「採用候補者名簿」

に登録されなかった者のうち、S判定であった者。ただし、前回と同一の出願種別・教科（科目等）を受検する場合に限りです。

- ③ 中学校教諭「英語」又は高等学校教諭「英語」を受検する者で、さらに、次のいずれかの級や得点を平成27年4月1日以降に取得した者

- ・ 実用英語技能検定（財）日本英語検定協会）1級合格者
- ・ TOEFL iBT 110点以上
- ・ TOEIC 945点以上
- ・ その他の資格・検定試験で上記と同程度とみなせるもの（対象となる資格・検定試験については、ホームページに掲載の「採用選考検査Q&A」を参照の上、事前に13ページの照会先に電話でご相談ください。）

免除を希望する場合は、上記のいずれかを証明する書類の写しを出願時に提出し、第2次検査の受付で原本を提示してください。

- ④ 高等学校教諭「工業」を受検する者で、次の高度な技術資格を出願時に有する者

教科（科目等）	資格
工業（機械）	技術士（機械部門）
工業（土木）	技術士（建設部門）

免除を希望する場合は、上記の資格のいずれかを証明する書類の写しを出願時に提出し、第2次検査の受付で原本を提示してください。

- ⑤ 「大学院進学者名簿」に登録された者

第2次検査に合格した者のうち、国内の大学院修士課程（博士（前期）課程及び教職大学院を含む。専修免許状の取得を条件とする。）（以下「修士課程」という。）進学を理由に採用を辞退する者については、希望により、「大学院進学者名簿」（以下「進学者名簿」という。）に登録します。進学者名簿に登録された者は、最少修了年限の年の第1次検査を免除します。

進学者名簿への登録を希望する者は、あらかじめ受検願書の該当欄に○を記入して出願するとともに、第2次検査合格後、平成30年12月18日（消印有効）までに「大学院進学者名簿登録願」を大学院合格を証明する書類を添付して提出してください。

- ※1 修士課程修了後、博士（後期）課程に進んだ場合は、在学中でも第1次検査を免除します。なお、第1次検査の免除は、1回限りとします。
- ※2 第1次検査を免除できるのは、辞退した年と同一の出願種別・教科等を受検する場合に限りです。その際、当該教科等の採用予定がない場合は、当該教科等の採用検査が実施されるまでの間、「大学院進学者名簿」の登録を延長します。
- ※3 上記の修士課程進学者であっても、最少修了年限で修了できなかった場合は、第2次検査に合格していても、合格を取り消します。

- ⑥ 前回の第2次検査の結果「採用候補者名簿」に登録されなかった者のうち、A判定であった講師等経験者

前回の新潟県公立学校教員採用選考検査における第2次検査の結果、A判定であった者で、新潟県内の国公立学校において、常勤の臨時職員（講師、助教諭、養護助教諭、栄養士）として直近の3年間で、7か月以上又は210日以上勤務している者。ただし、前回と同一の出願種別・教科（科目等）を受検する場合に限りです。

- ※1 要件に該当する「新潟県内の国公立学校における常勤の臨時職員」とは、新潟県教育委員会、新潟市教育委員会、新潟大学又は上越教育大学のいずれかが発令した常勤の臨時職員とします。
- ※2 「直近の3年間」とは、平成27年6月1日から平成30年5月31日までの期間とします。
- ※3 経験期間は連続している必要はありません。また、異なる校種間の経験を合算することができます。

- (2) 「**4**－Ⅰ 一般選考」、 「**4**－Ⅱ 身体障害者特別選考」の全ての出願種別において、国内の教職大学院を、平成31年3月31日までに修了見込みの者で、在学する教職大学院の学長が推薦する者を、第1次検査のうち筆答検査Ⅰと論文を免除する対象とします。出願された書類を審査して、第1次検査の一部免除者を決定し、第1次検査受検票発送と同時に本人へ通知します。一部免除が認められなかった場合は、第1次検査の全てを受検してください。
- ※1 上記に該当する者であっても、平成31年3月31日までに修了できなかった場合は、第2次検査に合格していても、合格を取り消します。
  - ※2 この要件での出願は、第2次検査に合格した場合、新潟県の教員となることを確約できる者に限ります。

**3 第1次検査の加点**

小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭を受検する者で、下記に該当する者は、第1次検査の点数に加点をする対象とします。加点は免許状に関するものは10点、資格に関するものは5点とし、上限は20点です。ただし、対象となる校種・教科(科目)の選考を行わない場合は、加点の対象とはなりません。

加点を希望する場合は、「免許状・資格に係る加点申請書」の他、免許状及び、資格を証明する書類の写しを出願時に提出してください。また、第1次検査当日に当該書類の原本を必ず持参してください。

なお、出願時に当該書類の写しの提出がない場合や、第1次検査当日に当該書類の原本の持参がない場合には、加点しません。

【免許状に関するもの】 ※免許状は、現に所有しているものが対象です。

対象となる校種・教科(科目)及び要件	必要書類	出願時提出	検査当日持参	点数
① 小学校教諭の受検者で、中学校教諭「英語」又は高等学校教諭「英語」の普通免許状を所有する者	「英語」の普通免許状	写し	原本	10
② 中学校教諭「音楽」「美術」「技術」「家庭」の受検者で、中学校の出願する教科以外の教科の普通免許状を所有する者	中学校の出願する教科以外の教科の普通免許状	写し	原本	10
③ 高等学校教諭の受検者で、「情報」の普通免許状を所有する者	高等学校教諭「情報」の普通免許状	写し	原本	10
④ 高等学校教諭「書道」の受検者で、高等学校教諭「国語」の普通免許状を所有する者	高等学校教諭「国語」の普通免許状	写し	原本	10
⑤ 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の受検者で、特別支援学校教諭の普通免許状を所有する者	特別支援学校教諭の普通免許状	写し	原本	10
⑥ 小学校教諭、中学校教諭、特別支援学校教諭の受検者で、小学校教諭と中学校教諭の普通免許状を共に所有する者(①に該当する者を除く)	小学校と中学校の普通免許状	写し	原本	10



【資格に関するもの】 ※資格は、現に所有しているものが対象です。

対象となる校種・教科(科目)及び要件	必要書類	出願時提出	検査当日持参	点数
① 小学校教諭の受検者で、実用英語技能検定2級以上、TOEIC 540点以上、TOEFL PBT 480点以上若しくはCBT 173点以上、iBT 61点以上の取得のうち、いずれかの資格を有する者	合格証明書又は公式認定証	写し	原本	5
② 高等学校教諭「家庭」の受検者で、調理師の資格を有する者	調理師の免許証	写し	原本	5
③ 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭の受検者で、司書教諭の資格を有する者	司書教諭の修了証書	写し	原本	5

4 第2次検査（第1次検査の合格者及び免除者）

出願種別	個人面接Ⅰ	個人面接Ⅱ	実技検査
小学校教諭	与えられた課題の模擬授業、場面指導を実施（栄養教諭は模擬授業のみ実施） ※1	全員実施	[運動実技] ①ボール投げ ②マット運動 ③水泳 ※2 [音楽実技] ①歌唱 ②ピアノ伴奏 ※3
中学校教諭			
高等学校教諭			
特別支援学校教諭			[運動実技] ①ボール投げ ②マット運動 ③水泳 ※2 [音楽実技] ①歌唱 ※3
養護教諭			
栄養教諭			

- ※1 模擬授業及び場面指導の課題、注意事項については、次のとおりです。
  - ・模擬授業の課題分野は、第1次検査実施後、7月下旬に義務教育課及び高等学校教育課のホームページに掲載します。ホームページアドレスは、13ページを参照してください。
  - ・場面指導の課題は、検査時に提示します。
  - ・事前に用意した教材、指導案等を検査室に持ち込むことはできません。
- ※2 小学校教諭・特別支援学校教諭の運動実技検査の水泳は、25m（クロール・平泳ぎから1種目選択）です。
- ※3 小学校教諭・特別支援学校教諭の音楽実技検査は、次のように行います。
  - ① 歌唱
    - 小学校学習指導要領に示された第4・5・6学年の歌唱の共通教材の中から当日指定する1曲を、CD伴奏に合わせて歌唱します。歌詞つきの楽譜は、検査員が用意します。
  - ② ピアノ伴奏
    - 小学校学習指導要領に示された第4・5・6学年の歌唱の共通教材の中から1曲を選び、ピアノ伴奏をします。伴奏譜を2部用意し、当日1部を検査員に提出します。

**6 検査の配点及び判定基準**

**1 第1次検査**

(1) 配点 ※ 筆答検査Ⅱには、英語オーラルプレゼンテーション(中・高)を含みます。

	論文	筆答検査Ⅰ	筆答検査Ⅱ	実技検査	合計
小学校教諭	50点	50点	200点		300点
中学校教諭	50点	50点	200点		300点
			100点		100点
高等学校教諭	50点	50点	200点		300点
			100点		100点
特別支援学校教諭	50点	50点	200点		300点
養護教諭	50点	50点	200点		300点
栄養教諭	50点	50点	200点		300点

(2) 判定基準

- ① 「論文」「筆答検査Ⅰ」「筆答検査Ⅱ」及び「実技検査」とも、設定した基準に達しない者は不合格とします。
- ② 上記①による不合格者を除き、「論文」「筆答検査Ⅰ」「筆答検査Ⅱ」及び「実技検査」の合計点に基づき、提出書類の記載内容等も含めて、一件ごとに審査を行い、合格の判定を行います。

**2 第2次検査**

(1) 配点

	個人面接Ⅰ	個人面接Ⅱ	実技検査	合計
小学校教諭	30点	50点	20点	100点
中学校教諭	30点	50点		80点
高等学校教諭	30点	50点		80点
特別支援学校教諭	30点	50点	20点	100点
養護教諭	30点	50点		80点
栄養教諭	30点	50点		80点

(2) 判定基準

- ① 「個人面接Ⅰ」「個人面接Ⅱ」及び「実技検査」とも、設定した基準に達しない者は不合格とします。
- ② 上記①による不合格者を除き、「個人面接Ⅰ」「個人面接Ⅱ」及び「実技検査」の合計点に基づき、提出書類の記載内容や第1次検査結果等を勘案して、一件ごとに審査を行い、合格(「採用候補者名簿」への登録)の判定を行います。

**7 出願の方法及び出願に必要な書類**

**1 出願の方法**

角2封筒(A4サイズ240mm×332mm)を使用して、3の提出書類を「特定記録郵便」で郵送してください。それ以外の方法で提出されたものは、受理できません。

なお、「簡易書留」とは違いますので注意してください。

**2 提出期間及び提出先**

平成30年4月24日(火)から5月18日(金)まで。5月18日(金)の消印まで有効とします。

提出先は、13ページを参照してください。

## 3 提出書類

## ア 受検願書 (A 4 両面印刷)

## イ 第 1 次検査受検票

## ウ 自己申告カード (A 4 両面印刷)

- ・ 高等学校教諭「工業」特別選考の出願者は、特別選考用の自己申告カードを提出してください。また、併せて特別選考調書も提出してください。

## エ 特別支援学校勤務希望調書

- ・ 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の出願者で、特別支援学校への勤務を希望し、今後、特別支援学校教諭の普通免許状取得を目指す者又は既に当該免許状を有している者は提出してください。

## オ 保健体育実技検査選択種目申告書

- ・ 中学校教諭「保健体育」、高等学校教諭「保健体育」の受検者のみ提出してください。

## カ 実績を証明する書類

- ・ 中学校教諭「保健体育」、高等学校教諭「保健体育」の受検者で、「自己選択種目」を希望する者のみ提出してください。

## キ 現職教員第 1 次検査免除希望調書及び在職証明書

- ・ 現職教員で第 1 次検査免除を希望する者のみ提出してください。
- ・ 前回の第 2 次検査で S 判定の者は、提出の必要はありません。

## ク 教職大学院修了見込証明書及び推薦書

- ・ 平成31年 3 月末に教職大学院修了見込みで、学長の推薦を受けた者のみ提出してください。

## ケ 資格を証明する書類

- ・ 中学校教諭「英語」、高等学校教諭「英語」の受検者で、6 ページの 2 (1)③の要件を満たし、第 1 次検査免除を希望する者は、該当する資格を証明する書類の写しを提出してください。
- ・ 高等学校教諭「工業」の受検者で、6 ページの 2 (1)④の技術資格を有し、第 1 次検査免除を希望する者は、該当する資格を証明する書類の写しを提出してください。
- ・ 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭の受検者で、7 ページの免許状及び 8 ページの資格を有し、加点を希望する者は、「免許状・資格に係る加点申請書」及び該当する免許状、資格を証明する書類の写しを提出してください。

## コ 勤務証明書

- ・ 前回の第 2 次検査で A 判定の者で、講師等経験者としての要件を満たし、第 1 次検査免除を希望する者のみ提出してください。

## サ 第 1 次検査受検票送付用封筒

- ・ 長形 3 号 (A4 三つ折りサイズ 120mm×235mm) のり付き事務用封筒に 82 円切手を貼り、郵便番号・あて先を明記してください。なお、氏名には、「様」を必ず付記してください。
- ・ 速達を希望する場合は 362 円分の切手を貼り、速達であることを朱書きしてください。
- ・ 第 1 次検査免除希望者は、第 2 次検査受検票送付用と併せて、計 2 枚送付してください。

## シ 更新講習修了確認証明書の写し

- ・ 平成21年 3 月31日までに免許状を授与された者 (旧免許状所持者) で、平成23年 3 月31日から平成31年 3 月31日の間に修了確認期限がある者は、更新講習修了確認証明書の写しを提出してください。(更新講習修了確認証明書がまだない者は、手に入り次第、写しを別途郵送してください。)

- ※ 受検願書、第1次検査受検票の記載に当たっては、記入漏れ、記入間違い等がないように、ホームページに掲載してある「記入要領」「願書の記載例」及び「採用選考検査Q&A」を十分確認の上、記入してください。
- ※ 封筒の表の左側に「教員受検願書（出願種別）在中」と朱書きしてください。（例：「教員受検願書（中学校・数学）在中」）
- ※ 障害等があり、受検に際して特別の配慮を必要とする場合は、その事情と配慮を求める事項について、受検願書の「備考」欄に記載してください。別紙（自由形式）に記載し、提出することもできます。
- ※ 出願後、現住所や採用事務連絡先（帰省先等）の変更があった場合は、その都度すみやかに13ページの連絡先に電話で連絡してください。

## 8 第1次検査当日に提出する書類

### ア 教育職員免許状の写し

- ・ 平成21年3月31日までに免許状を授与された者で、修了確認期限を迎えた者は、更新講習修了確認証明書の写しを添付してください。（出願時に提出した者は不要）
- ・ 平成31年3月31日までに免許状を取得見込みの者は、在学する大学等の学長が発行する免許状取得見込証明書を提出してください。
- ・ 聴講生又は科目等履修生として単位修得中の者は、受講証明書、卒業した大学の単位修得証明書など免許取得見込みの証明となるものを提出してください。

### イ 最終学校の卒業・修了証明書又は在学する学校の卒業・修了見込証明書

- ・ 「最終学校」とは、通信教育によって免許状を取得するために在学している大学等を除きます。
- ・ 証明書は、本年度（平成30年4月1日以降）に証明されたものを提出してください。

### ウ 加点申請書に記入した該当の免許状及び資格を証明する原本

- ・ 第1次検査で加点を希望する者で、「免許状・資格に係る加点申請書」を提出した者は、免許状及び、資格を証明する書類の原本を必ず持参してください。

### エ 第1次検査結果の通知用封筒

- ・ 長形3号(A4三つ折りサイズ120mm×235mm)のり付き事務用封筒に82円切手を貼り、郵便番号、あて先を明記してください。
- ・ 氏名には、「様」を必ず付記してください。
- ・ 速達を希望する場合は362円分の切手を貼り、速達であることを朱書きしてください。

※ 上記ア～エの書類は、第1次検査当日の7月8日(日)に持参してください。

※ 第1次検査免除の者は、第1次検査免除通知書に従い、上記ア・イの書類を7月6日(金)までに郵送で提出してください。

## 9 その他

- 1 「第1次検査受検票」及び「第1次検査免除通知書」は、平成30年6月中に送付します。「第1次検査受検票」には、検査場所その他受検上の注意等が指示してあります。
- 2 提出された書類は返却しません。ただし、証明書等の原本は返却します。
- 3 受検に関する問い合わせは、義務教育課又は高等学校教育課のホームページに掲載してある「平成31年度新潟県公立学校教員採用選考検査Q&A」を確認してからにしてください。
- 4 第1次検査結果の通知は、合否にかかわらず8月上旬発送の予定です。8月9日(木)までに通知がない場合は、電話で照会してください。  
なお、合格者の受検番号を8月上旬に義務教育課及び高等学校教育課のホームページに掲載します。第2次検査結果の通知は、9月末頃発送の予定です。
- 5 第1次検査及び第2次検査で不合格になった者に対して、本人の選考検査結果を通知により開示します。
- 6 給与は、本県の給与に関する条例・規則に基づいて決定します。
- 7 採用予定者については、平成30年11月10日(土)に採用予定者全員を対象としたガイダンスを実施する予定です。

## ■ 第1次検査 持参品

- 1 第1次検査受検票
- 2 第1次検査当日に提出する書類 (8 ア～エ)
- 3 筆記用具、直線定規 (20cm程度、目盛付)、上履、昼食 (午後も検査がある受検者)
- 4 上記のほか、出願校種別に次のものを準備持参すること。
  - (1) 中学校教諭
    - ・数 学……三角定規一組、コンパス
    - ・理 科……三角定規一組
    - ・音 楽……アルトリコーダー
    - ・美 術……鉛筆、消しゴム、水彩用具一式 (筆、パレット、透明水彩絵の具、筆洗、雑巾)
    - ・保健体育……運動着上下、運動靴 (屋内用、屋外用)、水着  
武道において柔道を選択する者は柔道着、剣道を選択する者は竹刀及び防具
    - ・技 術……三角定規一組、コンパス、実技用実習着
    - ・家 庭……裁縫用具一式 (裁ちばさみ、糸切りばさみ、指ぬき、チャコペンシル、へら、まち針、しつけ糸、20cm竹尺)
  - (2) 高等学校教諭
    - ・数 学……中学校教諭「数学」受検者と同じもの
    - ・保健体育……中学校教諭「保健体育」受検者と同じもの
    - ・家 庭……中学校教諭「家庭」受検者と同じもの
    - ・工業 (機械、土木)  
……関電卓 (ただし、プログラム電卓及びポケットコンピュータは不可)、三角定規一組

## ■ 受検者心得

- 1 検査会場敷地内は、全て禁煙とします。
- 2 検査会場内では、携帯電話・スマートフォン等の電源を切ってカバンの中に入れてください。
- 3 録音・録画機器、通信機器の持ち込み及び使用を禁止します。
- 4 検査会場への自家用車の乗り入れを禁止します。また、周辺の店舗等への無断駐車は厳禁です。
- 5 検査会場周辺が混雑するため、自家用車による送迎や、タクシー等を利用する場合、検査会場正門付近では乗降しないでください。
- 6 検査終了まで、検査会場から外出することはできません。
- 7 検査会場として借用する高等学校への問い合わせはできません。

※ 受検者心得に違反した場合は、それ以降の検査を受けさせないことがあります。また、不正行為があった場合は、全ての検査を採点対象外とし、次年度以降の新潟県公立学校教員採用選考検査の出願を認めません。

## ＜願書提出、連絡・照会先＞

### ○ 小・中・特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭について

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県教育庁義務教育課管理第1係

電話(代表) 025(285)5511 内線3855・3856 FAX 025(285)8087

・選考検査当日の緊急連絡先 電話 025(280)5602 FAX 025(285)8087

### ○ 高等学校教諭について

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県教育庁高等学校教育課管理係

電話(代表) 025(285)5511 内線3879・3880 FAX 025(285)7998

・選考検査当日の緊急連絡先 電話 025(280)5610 FAX 025(285)7998

(注1) 出願時は、角2封筒(A4サイズ)を使用し、封筒の表左に「教員受検願書(出願種別) 在中」と朱書きしてください。

＜例 教員受検願書(中学校・数学) 在中＞

(注2) 県庁専用郵便番号「950-8570」を記載した場合は、所在地の記載を省略することができます。

(注3) 来庁及び電話での対応は、土・日曜日及び休日を除く8時30分から17時15分の間に限ります。

### 【義務教育課ホームページアドレス】

<http://www.pref.niigata.lg.jp/gimukyoiku/>

### 【高等学校教育課ホームページアドレス】

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kotogakko/>

## ■ 検査場所案内

## &lt;第1次検査場所&gt;

**県立新潟高等学校**

- ▼ J R 越後線「白山駅」下車。徒歩15分。
- ▼ J R 新潟駅万代口バスターミナルから乗車。「新潟高校前」バス停下車。徒歩3分。

**県立新潟南高等学校**

- ▼ J R 新潟駅万代口バスターミナルから乗車。「南高校前」バス停下車。徒歩1分。

**県立新潟商業高等学校**

- ▼ J R 越後線「白山駅」下車。徒歩7分。
- ▼ J R 新潟駅万代口バスターミナルから乗車。「新潟商業高校前」バス停下車。徒歩1分。

## &lt;第2次検査場所&gt;

**県立新潟中央高等学校**

- ▼ J R 越後線「白山駅」下車。徒歩12分。
- ▼ J R 新潟駅万代口バスターミナルから乗車。「新潟中央高校前」バス停下車。徒歩3分。

**県立新潟江南高等学校**

- ▼ J R 新潟駅南口バス乗り場から乗車。「江南高校前」バス停下車。

**県立新潟北高等学校**

- ▼ J R 白新線「大形駅」下車。徒歩5分。
- ▼ 万代シティバスセンターから乗車。
  - ①「柳が丘団地」バス停下車。徒歩5分。
  - ②「北高校前」バス停下車。徒歩1分。

**県立新潟向陽高等学校**

- ▼ J R 信越線「亀田駅」下車。東口から徒歩8分。

※ 詳細は J R 東日本及び新潟交通のホームページ等で確認してください。

※ 検査場所となる学校への問い合わせはできません。

■第1次検査 場所・日程(予定)

※会場は、出願数により変更となる場合があります。

【小学校教諭：新潟南高等学校】

7:50	8:15	8:40	9:40	10:05	10:50	11:20	12:20	13:15	14:15
受付	検査準備	論文 60分	休憩	筆答検査I 45分	休憩	筆答検査II A (国・算) 60分	昼食・休憩 55分	筆答検査II B (社・理・英) 60分	

【中学校教諭(国、社、数、理)：新潟南高等学校】

7:50	8:15	8:40	9:40	10:05	10:50	11:15	12:45
受付	検査準備	論文 60分	休憩	筆答検査I 45分	休憩	筆答検査II (教科) 90分	

【中学校教諭(英)・高等学校教諭(英)：新潟高等学校】

7:50	8:15	8:40	9:40	10:05	10:50	11:15	12:45	13:40	13:50	17:00
受付	検査準備	論文 60分	休憩	筆答検査I 45分	休憩	筆答検査II (教科) 90分	昼食・休憩 55分	受付説明	オーラル プレゼン テーション	

【中学校教諭(音)：新潟南高等学校】

【中学校教諭(美、保体、技、家)・高等学校教諭(保体、家)：新潟高等学校】

7:50	8:15	8:40	9:40	10:05	10:50	11:15	12:15	13:10	13:20	17:00
受付	検査準備	論文 60分	休憩	筆答検査I 45分	休憩	筆答検査II (教科) 60分	昼食・休憩 55分 (移動)	実技受付	オリエンテー ション 実技検査	

【高等学校教諭(国、地歴、公、数、理、農、工、水)：新潟高等学校】

7:50	8:15	8:40	9:40	10:05	10:50	11:15	12:45
受付	検査準備	論文 60分	休憩	筆答検査I 45分	休憩	筆答検査II (教科等) 90分	

【高等学校教諭「工業」特別選考：新潟高等学校】

8:50	9:15	9:40	10:05	10:50	11:15	12:45
受付	検査準備	休憩	筆答検査I 45分	休憩	筆答検査II (教科の基礎的な問題) 90分	

【特別支援学校教諭・養護教諭・栄養教諭：新潟商業高等学校】

7:50	8:15	8:40	9:40	10:05	10:50	11:15	12:45
受付	検査準備	論文 60分	休憩	筆答検査I 45分	休憩	筆答検査II (専門) 90分	



【第1次検査一部免除者（教職大学院学長推薦者）：受検する種別の各会場】

10:10 10:25 10:50

受付	検査準備	休憩	筆答検査Ⅱ以降については、 P15の受検する種別の各会場の計画による
----	------	----	---------------------------------------

■第2次検査 場所・日程（予定）

※個人面接Ⅰ・Ⅱは、3日間の中の午前又は午後のいずれかが指定されます。

【小学校教諭 面接・音楽実技 8月18日（土）～20日（月）新潟江南高等学校】

8:00 8:10 12:30 12:40 17:05

受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ・音楽実技	受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ・音楽実技
----	------------------	----	------------------

【小学校教諭 運動実技 8月21日（火）新潟中央高等学校】

8:30 8:50 9:25 11:45 12:30 16:00

受付	全体会	運動実技	昼食休憩	運動実技
----	-----	------	------	------

【特別支援学校教諭 面接・音楽実技 8月18日（土）～20日（月）新潟江南高等学校】

8:00 8:10 12:30 12:40 17:05

受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ・音楽実技	受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ・音楽実技
----	------------------	----	------------------

【特別支援学校教諭 運動実技 8月21日（火）新潟中央高等学校】

8:30 8:50 9:25 11:45 12:30 16:00

受付	全体会	運動実技	昼食休憩	運動実技
----	-----	------	------	------

【中学校教諭・養護教諭・栄養教諭 8月18日（土）～20日（月）新潟向陽高等学校】

8:00 8:10 12:30 12:40 17:00

受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ	受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ
----	-------------	----	-------------

【高等学校教諭 8月18日（土）～20日（月）新潟北高等学校】

8:30 8:50 12:20 12:30 16:45

受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ	受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ
----	-------------	----	-------------